

# 福島県高校生等 家計急変 による「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。  
 また、新型コロナウイルス感染症等による経済状況の悪化を踏まえ、**令和3年1月以降に家計が急変したことにより所得割非課税世帯相当と認められる世帯を対象として、申請に基づき奨学給付金を給付します。**

## 制度の概要

【注意】7月以降に家計急変した場合の基準日について  
 ⇒ 申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日となります。

※「所得割非課税世帯相当」かどうかは、「所得金額の求め方」を参照してください。  
 ※申請時に既に家計急変が解消された場合は給付対象外となる場合があります。  
 通常の奨学給付金は別途ご案内していますので、そちらをご確認ください。

### ◆ 対象となる世帯

令和3年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること  
 ※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。  
 ※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和3年度)が非課税ではないが、  
 経済状況等の悪化により令和3年1月以降に家計が急変し、所得割非課税世帯相当であると認められること  
 ※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税相当であることが必要です。
- ③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、基準日に在学していること  
 ※ 対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等



### ◆ 生徒一人当たりの給付額(年額)

給付区分	対象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
家計急変により所得割非課税世帯相当であると認められる世帯	家計急変により収入が激減した以降の1年間の年収見込額が「所得金額の求め方」に記載されている所得基準額以内であること	通信制及び専攻科以外	第1子	110,100円	129,600円	裏面A
			第2子以降(★)	141,700円	150,000円	裏面B
		通信制及び専攻科		48,500円	50,100円	裏面A

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒  
 ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉  
 イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹  
 ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹  
 エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

※注意 申請時期により給付額が異なります。

7月以降に家計が急変した世帯については、原則、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)以降の月数に応じて算定した額を給付します。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込  
 ※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

## 申請手続等

### ◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(確認チャート参照)を添えて在学する学校に提出  
 (申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

### ◆ 提出期限

(家計急変世帯については提出期限以降も随時受付)

令和3年7月16日(金) ※学校の指定する日

※前倒し給付を申請された方へ  
 「◆対象となる世帯」に該当する場合、残りの給付額を給付しますので、忘れずに今回も申請してください。

#### 注意事項

・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

### 【お問合せ先】

安達高等学校(電話:0243-22-0016)

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当(電話:024-521-7775)

福島県奨学給付金

検索